

令和7年4月1日

お取引先 代表者各位

神戸市立医療センター中央市民病院
病院長 木原 康樹

当院職員の訪問・待合に関するルール遵守について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当院職員の訪問、待合等におけるルールの遵守について、下記のとおり、当院を訪問される貴社の全職員に対して十分にご理解いただくようお願い申し上げます。

なお、別紙「当院へ訪問される取引業者の皆さまへ」（2020年6月18日付）についても、併せて遵守いただきますようお願いいたします。

記

1. 原則として、医師へのアポイントなしでの訪問は禁止いたします。
2. お約束いただいた際の待合は必ず2階ロビー（がん相談センター奥）及び3階ロビー（臨床研究推進センター向かい）をご利用ください。※ロビーから出た待合は原則禁止です。
3. 訪問の際は「許可証」を着用してください。
4. 患者さんが利用される1階・2階等のソファ、通路、カフェ周辺など公共のスペース、内視鏡センター周辺での待合い、応対はお控えください。
5. 当院の許可なく、医局を含め、セキュリティエリア内への立ち入りはご遠慮ください。
6. カンファレンス等において製品説明やセミナーを行われる場合、必ず対象職員の所属長に直接許可を得てください。その場合、当機構の倫理規程に基づき、利益供与とみなされる恐れがあるため、食事の提供は禁止しております。
7. 患者さんとの接触事故が危惧されますので、院内での駆け足は禁止いたします。

これまでもこのようなルールの遵守をお願いしておりましたが、業者担当者様が職員を駆け足で追いかけた際に患者さんとすれ違い、ぶつかりそうになったことに対するお叱りや、職員からの業者担当者様のルール違反に関する苦情が度々寄せられております。

これらのルールを遵守していただけない場合は、訪問許可の取り消し等必要な措置をとらせて頂きます。ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

事務局総務課 訪問許可担当
(代表) 078-302-4321